

平成23年6月2日

原子力災害対策本部長 殿

原子力安全委員会

平成23年6月2日付で原子力災害対策特別措置法第20条第5項に基づいて意見を求められた件について、同項の規定に基づき別添の通り意見を述べます。

(別添)

平成23年6月2日付で要請のあった件については、差し支え無い。
なお、以下の点に留意すること。

1. 放射性物質が含まれる可能性がある食品等については、人が経口摂取する際の安全性を担保することが重要であり、実際に摂取される段階において、食品衛生法に基づく暫定規制値を超えないようにすること。
2. 継続的なモニタリングをおこなうとともに、規制値を超える飲食物が誤って摂取されること等の無いよう、関係省庁の適切な判断により、対策を確実に講ずること。
3. 食品安全委員会で検討が行われている食品健康影響評価も踏まえた新たな規制値を、早急に定めること。

以上